

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和60年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から48年3月まで
② 昭和60年7月

申立期間①当時、手続をしてくれた勤務先の人が他界してしまったため、国民年金の加入手続については不明であるが、加入後の国民年金保険料は自分で区役所や市役所の窓口で納付していたので、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、当該期間は1か月と短期間であり、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（電算データ）によると、当該期間の前後の保険料についてはいずれも納付済みである上、当該期間の前後を通じて申立人の生活状況に変化はみられないなど、保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらないことから、当該期間の保険料も納付していたと考えるのが自然である。

また、A市では、申立期間②当時、一年間分の国民年金保険料を3か月分ずつ4期に分けて収納していたと回答しているところ、申立期間直後の昭和60年8月及び同年9月の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、当該期間と同じ第2期の申立期間②の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

2 申立期間①について、申立人は、「国民年金の加入手続を行ってくれた当時の勤務先の人亡くなっているため、加入状況は不明である。保険料は自分で3か月ごとに納付していたが、納付金額、納付場所及び遡って納

付したか否かを覚えていない。」と述べており、国民年金の加入及び保険料の納付金額・納付場所等が不明である。

また、申立人は、当該期間当時の国民年金保険料の納付書は3枚の複写式の様式であったとしているが、B区では、当該期間当時の納付書は3連符の複写式ではない様式であったとしている。

さらに、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和60年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成2年4月は34万円、同年5月は38万円、同年6月から同年11月までの期間は32万円、同年12月は34万円、3年1月は32万円、同年2月は36万円、同年3月及び同年4月は38万円、同年5月は41万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月は36万円、同年9月は38万円、同年10月は34万円、同年11月は36万円、同年12月は34万円、4年1月は38万円、同年2月及び同年3月は41万円、同年4月は38万円、同年5月は41万円、同年6月から同年11月までの期間は36万円、同年12月は38万円、5年1月から同年5月までの期間は41万円、同年6月から同年10月までの期間は38万円、同年11月は41万円、同年12月及び6年1月は38万円、同年2月及び同年3月は41万円、同年4月は44万円、同年5月から同年7月までの期間は41万円、同年8月及び同年9月は44万円、同年10月は47万円、同年11月から7年1月までの期間は41万円、同年2月は44万円、同年3月は47万円、同年4月から同年10月までの期間は44万円、同年11月は47万円、同年12月は44万円、8年1月は50万円、同年2月は47万円、同年3月は50万円、同年4月は59万円、同年5月から9年1月までの期間は44万円、同年2月は56万円、同年3月は41万円、同年4月は50万円、同年5月から同年8月までの期間は47万円、同年9月は50万円、同年10月は56万円、同年11月は47万円、同年12月及び10年1月は50万円、同年2月及び同年3月は53万円、同年4月は50万円、同年5月は53万円、同年6月から同年8月までの期間は50万円、同年9月は53万円、同年10月から11年2月までの期間は50万円、同年3月は59万円、同年4月は53万円、同年5月は50万円、同年6月は53万円、同年7月及び同年8月は50万円、同年9月は53万円、同年10月は50万円、同年11月から12年1月までの期間は56万円、同年2月は53万円、同年3月は59万円、同年4月は56万円、同年5月及び同年6月は53万円、同年7月は59万円、同年8月及び同年9月は53万円、同年10月は56万円、同年11月及び同年12月は62万円、13年1月及び同年2月は59万円、同年3月は62万円、同年4月は56万円、同年5月から同年8月までの期間は53万円、同年9月は56万円、同年10月は62万円、同年11月は59万円、同年12月は56万円、14年1月及び同年2月は59万円、同年3月及び同年4月は62万円、同年5月は59万円、同年6月から同年9月までの期間は62万円、同年10月は56万円、同年11月は59万円、同年12月は62万円、15年1月は56万円、同年2月から同年12月までの期間は53万円、16年1月から同年3月までの期間は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間における上記訂正後の標準報酬月額

に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 3 日から平成 16 年 4 月 1 日まで
ねんきん定期便に記載されている申立期間に係る標準報酬月額は、給与明細書に記載されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と比べて低くなっているため、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持するA社の給与明細書により、申立期間のうち、平成2年4月は34万円、同年5月は38万円、同年6月から同年11月までの期間は32万円、同年12月は34万円、3年1月は32万円、同年2月は36万円、同年3月及び同年4月は38万円、同年5月は41万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月は36万円、同年9月は38万円、同年10月は34万円、同年11月は36万円、同年12月は34万円、4年1月は38万円、同年2月及び同年3月は41万円、同年4月は38万円、同年5月は41万円、同年6月から同年11月までの期間は36万円、同年12月は38万円、5年1月から同年5月までの期間は41万円、同年6月から同年10月までの期間は38万円、同年11月は41万円、同年12月及び6年1月は38万円、同年2月及び同年3月は41万円、同年4月は44万円、同年5月から同年7月までの期間は41万円、同年8月及び同年9月は44万円、同年10月は47万円、同年11月から7年1月までの期間は41万円、同年2月は44万円、同年3月は47万円、同年4月から同年10

月までの期間は44万円、同年11月は47万円、同年12月は44万円、8年1月は50万円、同年2月は47万円、同年3月は50万円、同年4月は59万円、同年5月から9年1月までの期間は44万円、同年2月は56万円、同年3月は41万円、同年4月は50万円、同年5月から同年8月までの期間は47万円、同年9月は50万円、同年10月は56万円、同年11月は47万円、同年12月及び10年1月は50万円、同年2月及び同年3月は53万円、同年4月は50万円、同年5月は53万円、同年6月から同年8月までの期間は50万円、同年9月は53万円、同年10月から11年2月までの期間は50万円、同年3月は59万円、同年4月は53万円、同年5月は50万円、同年6月は53万円、同年7月及び同年8月は50万円、同年9月は53万円、同年10月は50万円、同年11月から12年1月までの期間は56万円、同年2月は53万円、同年3月は59万円、同年4月は56万円、同年5月及び同年6月は53万円、同年7月は59万円、同年8月及び同年9月は53万円、同年10月は56万円、同年11月及び同年12月は62万円、13年1月及び同年2月は59万円、同年3月は62万円、同年4月は56万円、同年5月から同年8月までの期間は53万円、同年9月は56万円、同年10月は62万円、同年11月は59万円、同年12月は56万円、14年1月及び同年2月は59万円、同年3月及び同年4月は62万円、同年5月は59万円、同年6月から同年9月までの期間は62万円、同年10月は56万円、同年11月は59万円、同年12月は62万円、15年1月は56万円、同年2月から同年12月までの期間は53万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成16年1月から同年3月までの期間における申立人の標準報酬月額については、給与明細書等は提出されていないものの、B市の保管する平成16年分の住民税賦課資料の給与収入及び社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち、上記訂正後の標準報酬月額に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和60年12月から平成2年3月までの期間について、申立人の所持する昭和61年から平成2年までの確定申告書の控えにより確認できる社会保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額である。

また、給与明細書等の関連資料が無い上、当該事業所は既に解散しており、元事業主も資料は廃棄したと回答しており、申立人の報酬月額及び厚生年金

保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人のA社B出張所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和27年7月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年11月2日から26年3月25日まで
② 昭和27年1月1日から同年7月30日まで

朝鮮動乱が勃発した昭和25年の10月末頃、A社本社で面接を受け、終了後本社採用として同社B出張所勤務を命じられ、翌月の11月初めに同社B出張所に赴いたので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。また、その後、27年7月に同社C出張所に移るまでずっと同社B出張所に継続して勤務していたので、申立期間②についても被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人のA社B出張所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和27年1月1日であることが確認できる。

しかし、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格喪失日は、複数の同僚と同じく同出張所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和27年7月1日と記録されていることが確認できる上、当該被保険者名簿の「喪失日及び受理番号」欄における申立人に係る受理番号についても上記の同僚と同一番号であることが確認できることから、当該資格喪失処理は同時に行われたものと推認できる。

また、申立人と上記同僚のA社C出張所での厚生年金保険の資格取得日は、昭和27年7月30日と記録されていることが確認できることから、厚生年金保険被保険者台帳の記録上、申立人のみが、同社B出張所での資格喪失日が同

年1月1日とされているのは不自然であり、当該被保険者台帳を作成する際、資格喪失日を誤って記録したものと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人が昭和27年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和27年7月1日から同年7月30日までの期間について、A社B出張所は同年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当該期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間①について、当該期間当時、A社本社に勤務していた元同僚は、「申立人が勤務していた記憶は無い。」としており、同社B出張所に勤務していた元同僚は、「申立人を知っているが、いつから勤務し始めたのかは分からない。また、当時は見習期間のような規則があったと思うが、その期間が何か月間だったかは覚えていない。」としている。

また、当該事業所は、当該期間当時の資料は残存していないと回答しており、当時の厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況が確認できない。

さらに、申立人のA社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳における被保険者資格取得日は昭和26年3月25日とされ、当該記録はオンライン記録と一致しており、遡及して訂正されるなど不自然な記録管理の形跡は見られない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 1007

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで
20 歳になった際、同居していた養父に国民年金の加入手続きを行ってもらい、保険料についても地区の集金人を通じて納付してくれていたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった際に養父に国民年金の加入手続きをしてもらい、申立期間に係る国民年金保険料についても、養父が地区の集金人を通じて納付してくれていたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者記録により、昭和 43 年 8 月頃に払い出されたことが推認でき、この時点で申立期間の大半（昭和 41 年 6 月以前）は、時効により保険料を納付できない期間である上、時効成立前の 41 年 7 月から 43 年 3 月までの期間の保険料は、過年度保険料であることから、集金人を通じて納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の手続及び納付については直接関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付をしたとするその養父は、既に他界しているため当時の証言を得ることができず、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が付与された形跡はみられず、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 1008

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの期間及び50年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年10月から47年3月まで
② 昭和50年4月から同年6月まで

申立期間①当時は、父が営んでいるA店を手伝っており、父に国民年金の加入手続及び保険料納付をしてもらっていた。

申立期間②は、市民税の納付などほかの用事がある時に、自分で数か月に一度市役所に行き、国民年金保険料を納付していた。

以上のように、申立期間①及び②について、保険料を納付した記憶があるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は国民年金への加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人に係る国民年金の手続等を行っていたとするその父親は他界していることから、当該期間における加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、当該期間については、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても保険料の納付記録が確認できない上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もみられない。

さらに、申立期間②については、特殊台帳及び市の被保険者名簿により、当該期間直後の昭和50年7月から52年3月までの期間の保険料が52年9月16日に過年度納付されていることが確認できるところ、この時点で申立期間の保険料は時効により納付できなかったと考えられる。

このほか、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 1009

第1 委員会の結論

申立人の平成12年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月

私は、A社を一旦退職したので、父親が町役場で厚生年金保険から国民年金への切替手続をしてくれたと思う。申立期間の国民年金保険料は、父親が納付してくれたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人に係る国民年金の手続等を行っていたとするその父親は、「国民年金が抜けないう手続等を行っていたと思うが、申立期間の切替手続や保険料納付ははっきりと記憶していない。」と述べていることから、当該期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続の状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、オンライン記録によると、平成16年5月13日付けで、申立期間を国民年金の加入期間とする処理が行われていることが確認できることから、申立人は、当該期間当時、国民年金に加入しておらず、保険料の納付書が発行されていたとは考え難い上、前述の処理が行われた時点（平成16年5月13日）では、当該期間の保険料は、既に時効により納付することができない。

さらに、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1847

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年頃から 17 年 3 月頃まで
② 平成 17 年 7 月 18 日から 18 年 1 月 6 日まで

申立期間①については、平成 14 年から 15 年頃に、A 社（現在は、B 社）から C 社に派遣され、派遣当初は国民年金に加入していたが、途中から厚生年金保険に加入させられた。共に働いていた友人が厚生年金保険に加入しているので、未加入となっている当該期間を調査の上、被保険者期間としてほしい。

また、申立期間②については、D 社（現在は、E 社）の厚生年金保険被保険者資格取得日は平成 18 年 1 月 6 日となっているが、17 年 7 月 18 日から同社に勤務していたので、調査の上、被保険者期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社が保管する申立人の賃金台帳の写し及び雇用保険の加入記録によると、申立人は、平成 14 年 7 月 22 日から 17 年 3 月 22 日まで当該事業所に勤務し、15 年 7 月 1 日から 17 年 3 月 22 日まで雇用保険に加入していたことが確認できる。

しかしながら、当該賃金台帳の写しにより、申立人の平成 15 年 7 月分以降については、給与から雇用保険料が控除されているものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所は、「当該期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を行っておらず、厚生年金保険料も社会保険事務所（当時）へ納付していない。」と回答している。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び D 社が保管する雇用契約書により、申立人が当該期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所が保管する申立人の賃金台帳の写しによると、当該期間の給与からは雇用保険料が控除されているものの、厚生年金保険

料は控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所は、「当該期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を行っておらず、厚生年金保険料も社会保険事務所へ納付していない。」と回答している。

3 申立期間①及び②について、F町の課税資料によると、社会保険料控除額（厚生年金保険、健康保険、雇用保険の各保険料合算額）は、平成15年及び16年の控除額については、事業主が保管する賃金台帳に記載された雇用保険料控除額の各年の合計額であり、17年の控除額については、賃金台帳に記載された雇用保険料控除額と申立人の申告額（国民年金又は国民健康保険のいずれかの保険料）の合計額であることが確認できる。

4 申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は所持しておらず、このほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 12 月 26 日から 60 年 10 月 1 日まで
② 昭和 62 年 8 月 26 日から平成元年 7 月 1 日まで
③ 平成 2 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
④ 平成 3 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
⑤ 平成 5 年 7 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した申立期間①に係る標準報酬月額は、年金記録では 17 万円となっているが、実際には 18 万円程度だったと記憶している。

申立期間②、③、④及び⑤については、C 社（現在は、D 社）に勤務しており、申立期間②に係る標準報酬月額は、年金記録では、昭和 62 年 8 月から 63 年 9 月までは 15 万円、同年 10 月から平成元年 7 月までは 16 万円となっているが、実際には 18 万円程度だったと記憶しているほか、申立期間③、④及び⑤の標準報酬月額についても、それぞれ年金記録よりも 2 万円程度高い金額だったと記憶しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社における申立人の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、B 社も当時の資料が無いとしていることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票を確認しても、標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な記録は見当たらない。

さらに、当該事業所の当該期間当時の社会保険事務担当者は、「私が社会保険事務を担当していたが、実際に支払われた給与額と異なる額を社会保険事務所（当時）に届け出たことは無かった。」と述べている。

申立期間②、③、④及び⑤について、C 社における申立人の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、D 社も当時の資料が

無いとしていることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、申立人のオンライン記録を確認しても、標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②、③、④及び⑤について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1849

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月から 4 年 4 月まで
年金記録では、A社で勤務していた申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていない。臨時職員としてBでC事務をして働いていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した辞令写し、申立人の履歴書及び事業主の回答から、申立人が申立期間のうち平成 3 年 5 月 14 日から同年 11 月 13 日までの期間において、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所では、申立人については厚生年金保険に加入させていないと回答しており、当該事業所が提出した賃金台帳により、申立人については給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。